

農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第12号）に基づく農地利用集積円滑化事業（農地売買等事業）に係る権利及び義務の承継について

農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第12号）附則第4条第2項の規定により、令和3年2月10日付け常総ひかり農業協同組合 代表理事組合長 塚本 治男からの申出を令和3年3月26日に承諾したので公告する。

令和3年3月26日

茨城県農地中間管理機構

公益社団法人茨城県農林振興公社

理事長 宮本 清 一 郎



常総ひかり農業協同組合から公益社団法人茨城県農林振興公社（農地中間管理機構）への農地売買等事業に係る権利及び義務の承継の概要

別紙のとおり